

訴 状

2011年10月3日

静岡地方裁判所浜松支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 田 代 博 之

同 小 林 達 美

同 大 橋 昭 夫

同 森 下 文 雄

同 杉 山 繁 二 郎

同 阿 部 浩 基

同 久 保 田 和 之

同 池 田 剛 志

同 鶴 岡 寿 治

同 小 池 賢

同 杉 尾 健 太 郎

同 平 野 晶 規

当 事 者 の 表 示 別紙当事者目録記載のとおり

浜岡原子力発電所運転永久停止請求事件

訴訟物の価額 7 3 6 0 万 円

手 数 料 額 2 4 万 2 0 0 0 円

第 1 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、静岡県御前崎市佐倉 5 5 6 1 番地所在の浜岡原子力発電所に設置してある別紙原子炉目録記載の 3 号機ないし 5 号機を、今後、永久に運転してはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第 2 請 求 の 原 因

1 当 事 者

- (1) 原告らは、いずれも浜岡原子力発電所（以下、「本件原子力発電所」という。）から 30 キロメートル以内に居住している住民であり、本件原子力発電所の設置、運転により、命と暮らしに重大な影響を被るものである。
- (2) 被告は、愛知県、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）、長

野県、静岡県（富士川以西）の中部5県において、電気事業法上の一般電気事業を営む株式会社であり、静岡県御前崎市佐倉5561番地に本件原子力発電所を設置している。

被告の電力供給区域面積は、約3万9000平方キロメートル（全国土面積の10.5%）であり、供給区域の人口は約1600万人、販売電力量は1228億Kwh（2009年実績）であり、発電電力量構成は、原子力発電14%、水力発電9%、火力発電76%、新エネルギー発電1%である。

2 本件原子力発電所の設置、増設

(1) 本件原子力発電所の概要

本件原子力発電所は、原告らが居住する近隣の上記場所に、地元住民の反対を押し切って建設されたもので、その原子炉型式は、いずれも沸騰型軽水炉（BWR）である。（但し、5号機のみ改良型（ABWR）である。）

被告は、上記場所内に所在する本件原子力発電所内に別紙原子炉目録記載の1号機ないし5号機を設置したものであるが、1号機と2号機は廃炉が決定され、3号機は定期検査中で運転が停止され、稼働していたのは4号機、5号機であった。

しかし、内閣総理大臣は、東日本大震災の東京電力福島第一原子力発電所のもたらした被害を考慮して、2011年5月6日、被告に対し、地震や津波被害対策の防波壁等が完成し、原子炉の安全が確認されるまで本件原子力発電所内の全原子炉の運転の停止をするよう要請し、被告は、同月9日、これを受諾し、その後、4号機、5号機の運転が停止されるに至った。

1号機は電気出力が54万Kwで、1971年3月1日、建設が着工され、1976年3月17日に運転が開始されている。

2号機は電気出力が84万Kwで、1974年3月5日、建設が着工され、1978年11月29日に運転が開始されている。

3号機は電気出力が110万Kwで、1982年11月18日、建設が着工され、1987年8月28日に運転が開始されている。

4号機は電気出力が113.7万Kwで、1989年2月22日、建設が着工され、1993年9月3日に運転が開始されている。

5号機は電気出力が138万Kwで、1999年3月19日、建設が着工され、2005年1月18日に運転が開始されている。

(2) 原発設置反対運動と別紙原子炉目録記載の各号機の設置と増設の経緯

① 1967年6月、産経新聞が「静岡県小笠郡浜岡町（当時）佐倉海岸の相良層岩盤上に、中部電力が6基の原子炉を建設し、発電量は600万Kwになる。」とスクープした。

そして、被告は、1967年9月、上記場所が原子力発電所の候補地であると発表した。

この新聞のスクープと、被告の発表を受けて、日本社会党、日本共産党、掛川市勤労者協議会が直ちに立ちあがり、原子力発電の学習を開始し、1967年10月に「浜岡原発設置反対共闘会議」が結成された。

② 1968年3月には、榛原漁業協同組合が原発設置反対の海上デモを実施し、あわせて、原発問題を政党（自由民主党、日本社会党、日本共産党）に聞く会が開催され、地元住民の原発設置反対の運動は盛りあがっていった。

③ 1968年8月、1000余名参加による大デモ行進で原発設置反対の機運は一気に盛りあがった。

④ 被告は、先に三重県度会郡芦浜海岸に原子力発電所の設置を計画したが、芦浜漁業協同組合を中心とする地元住民の原発設置反対運動により、原発立地に失敗していたので、浜岡町では町長や国会議員等と協力し、地主、漁業協同組合に対し懐柔と圧力を強めた。

その結果、1969年12月に、5つの漁業協同組合と浜岡町佐倉の地

主が条件闘争に転換し、漁民等の運動は設置反対からの転換を迫られ後退することになった。

さらに、「土地と漁場を売るな。」と地主、漁業協同組合に働きかけた上記共闘会議の運動も、地元や近隣の住民に対する「原発事故への危険性」など、命と暮らしを守るための宣伝活動が不十分であったこともあり、地主、漁民を十分に支えることができなかった。

- ⑤ 被告は、既に1969年1月から、原発建設予定地の佐倉海岸においてボーリング調査等の地質調査を実施し、内閣総理大臣も同年5月23日に開催された第50回電源開発調整審議会の議を経て、1号機を電源開発促進法第3条に基づく国の「昭和44年度電源開発基本計画」に組み込んだ。
- ⑥ 被告は、1970年5月22日、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）第23条に基づき、内閣総理大臣に対し、1号機に係る原子炉の設置許可を申請した。

内閣総理大臣は、上記申請を審査し、1970年5月27日、原子力委員会に諮問した。

原子力委員会は、1970年11月19日、審査結果を内閣総理大臣に答申し、内閣総理大臣は、同年12月10日、被告に対し、1号機に係る原子炉の設置を許可した。

そして、被告は上記のとおり、1971年3月1日、1号機の建設工事に着手し、1974年6月20日、1号機の試運転を開始するに至った。

ところが、この試運転中の1974年10月に異常事故が発生した。

しかしながら、被告は、1976年3月17日、1号機の営業運転を開始したものである。

- ⑦ 被告は上記のとおり、1969年1月から地質調査をしていたが、1972年1月11日、浜岡町に対し、2号機の増設を申し入れた。

内閣総理大臣は、1972年2月25日、開催された第58回電源開発

調整審議会の議を経て、2号機を電源開発促進法第3条に基づく国の「昭和46年度電源開発基本計画」に組み込んだ。

被告は、1972年9月29日、原子炉規制法第26条に基づき、内閣総理大臣に対し、2号機に係る原子炉の設置変更許可(増設)を申請した。

内閣総理大臣は、上記申請を審査し、1972年10月3日、原子力委員会に諮問した。

原子力委員会は、1973年5月29日、審査結果を内閣総理大臣に答申し、内閣総理大臣は、1973年6月9日、被告に対し、2号機に係る原子炉の設置変更(増設)を許可した。

被告は上記のとおり、1974年3月5日、2号機の建設工事に着手し、1978年11月29日、2号機の営業運転を開始したものである。

⑧ 2号機の建設工事着手後、まもなくの1976年5月24日、石橋克彦神戸大学名誉教授(当時、東京大学理学部助手)が、地震予知連絡会において、東海地震説を提唱し、本件原子力発電所が東海大地震に耐えられるか否かがクローズアップされるようになり、この時から本件原子力発電所が震源域の真上に建つ世界一危険な原発として注目を浴びるようになった。

それにもかかわらず、被告は、1977年6月8日、浜岡町に対し、3号機の増設を申し入れ、同年11月からは建設地点に係る地質調査を実施した。

そして、被告は同月頃から、建設予定地附近の環境影響調査も開始し、この調査結果を基に環境影響調査書を作成し、同調査書を1978年6月8日から20日間に亘って浜岡町及び隣接4町等で縦覧に供すると共に、地元の町内会や住民に対して説明会を開催した。

1978年9月10日には静岡県民会議主催による浜岡3号機阻止大デモ行進が浜岡町で実施されたが、被告は原発反対の声に、一切、耳を傾

けず、3号機設置計画を推進した。

内閣総理大臣は、1978年10月31日に開催された第76回電源開発調整審議会の議を経て、3号機を電源開発促進法第3条に基づく国の「昭和53年度電源開発基本計画」に組み込んだ。

- ⑨ 被告は、1978年12月18日、原子炉等規制法第26条に基づき、内閣総理大臣に対し、3号機に係る原子炉の設置変更許可（増設）を申請した。

内閣総理大臣（1979年1月1日以降、通商産業大臣）は、上記申請を審査し、1980年12月12日、原子力委員会及び原子力安全委員会に対して、それぞれ諮問した。

原子力安全委員会は、その審査の過程で、1981年3月19日、「浜岡原子力発電所3号機の原子炉の設置に係る公開ヒアリング」を開催した。

1981年10月29日に原子力安全委員会が、同年11月6日に原子力委員会が、それぞれの審査結果を通商産業大臣に答申し、通商産業大臣は、1981年11月16日、被告に対し、3号機に係る原子炉の設置変更（増設）を許可した。

被告は、上記のとおり、1982年11月18日、3号機の建設工事に着手し、1987年8月28日、3号機の営業運転を開始した。

- ⑩ 被告は、1985年3月22日、浜岡町に対し、4号機の増設を申し入れた。

被告は、1985年5月から建設地点に係る地質調査を実施した。

そして、被告は、1984年7月、建設予定地附近の環境影響調査を開始し、この調査結果を基に環境影響調査書を作成していたが、同調査書を1986年3月11日から1ヶ月間に亘って浜岡町及び隣接4町等で縦覧に供すると共に、町内会や住民に対して、説明会を開催した。

又、通商産業大臣は、1986年8月5日、「浜岡原子力発電所4号機

の設置に係る公開ヒアリング」を開催した。

内閣総理大臣は、1986年10月27日に開催された第104回電源開発調整審議会の議を経て、4号機を電源開発促進法第3条に基づく国の「昭和61年度電源開発基本計画」に組み込んだ。

- ⑪ 被告は、1986年11月15日、原子炉規制法第26条に基づき、通商産業大臣に4号機に係る原子炉の設置変更許可（増設）を申請した。

通商産業大臣は、上記申請を審査し、1987年10月21日、原子力委員会及び原子力安全委員会に対して、それぞれ諮問した。

原子力安全委員会は、その審査の過程で、1988年1月26日、「浜岡原子力発電所4号機の原子炉の設置に係る意見を聴く会」を開催した。

1988年7月14日に原子力安全委員会が、同年7月19日に原子力委員会が、それぞれの審査結果を通商産業大臣に答申し、通商産業大臣は、1988年8月10日、被告に対し、4号機に係る原子炉の設置変更（増設）を許可した。

被告は上記のとおり、1989年2月22日、4号機の建設工事に着手し、1993年9月3日、4号機の営業運転を開始した。

- ⑫ 1989年11月12日には、本件原子力発電所が設置されている浜岡町の住民を中心に「浜岡原発の危険から住民を守る会」が結成され、1号機、2号機の運転停止を要求する緊急集会在、原発問題全国センター等と共催で小笠町中央公民館において開催された。

このように、地元住民の本件原子力発電所の危険性に対する不安が高まっていたにもかかわらず、被告は、1993年12月13日、浜岡町に対し、5号機の増設を申し入れた。

被告は、1994年1月から、建設地点に係る地質調査を実施した。

被告は、1992年5月、建設予定地附近の環境影響調査を開始し、この調査結果を基に環境影響調査書を作成していたが、同調査書を1994

年10月12日から1ヶ月間に亘って浜岡町及び隣接4町等で縦覧に供すると共に、地元の町内会や住民に対して、説明会を開催した。

- ⑬ 1995年1月17日には阪神淡路大震災が発生し、東海地震の想定震源域の真上に建つ本件原子力発電所の危険性に対する不安が益々高まり、「浜岡原発の危険から住民を守る会」の活動も活発になり、1996年10月4日には浜岡町長に対し「5号機増設計画合意の撤回」を申し入れた。

しかしながら、被告の意向に忠実な当時の浜岡町長は、これを受け入れなかったものである。

通商産業大臣は、1996年12月18日、「浜岡原子力発電所5号機の設置に係る公開ヒアリング」を開催し、清水澄夫らが意見陳述した。

内閣総理大臣は、1997年3月27日に開催された第134回電源開発調整審議会の議を経て、5号機を電源開発促進法第3条に基づく国の「平成8年度電源開発基本計画」に組み込んだ。

被告は、1997年4月15日、原子力等規制法第26条に基づき、通商産業大臣に5号機に係る原子炉の設置変更許可（増設）を申請した。

通商産業大臣は、上記申請を審査し、1998年2月25日、原子力委員会及び原子力安全委員会に対して、それぞれ諮問した。

原子力安全委員会は、その審査の過程で、1998年6月4日、「浜岡原子力発電所5号機の原子炉の設置に係る公開ヒアリング」を開催した。

1998年12月14日に原子力安全委員会が、1998年12月15日に原子力委員会が、それぞれの審査結果を通商産業大臣に答申し、通商産業大臣は、1998年12月25日、被告に対し、5号機に係る原子炉の設置変更（増設）を許可した。

被告は、1999年3月19日、5号機の建設工事に着手し、2005年1月18日、5号機の運転を開始した。

- (3) 本件原子力発電所の施設の配置

本件原子力発電所構内の各施設は別紙建屋配置図のとおりである。

3 原子力発電の仕組み等

(1) 原子力発電の仕組み

原子力発電は、別紙原子力発電所で電気が生まれる仕組みの図のとおり、核分裂の際に発生する熱で水を沸騰させ、その蒸気でタービンを回すことにより電気を発生させるものである。

火力発電では、石油等の燃料を燃やし、水を沸騰させる蒸気力でタービンを回し発電しているが、原子力発電も熱を発生させる方法以外は、ほぼ火力発電と同一の原理で発電している。

原子力発電の燃料にはウランという物質が使用されている。

原子炉で使われるウランには、ウラン235とウラン238の2種類がある。

235と238の数字は、それぞれの原子核をつくる粒子（陽子+中性子）の個数を示している。

地中から採掘される天然ウランの中には核分裂するウランが、ウラン235で、わずか0.7%、ウラン238で99.3%の割合で入っている。

しかし、発熱するのはウラン235だけであり、原子力発電は、このウラン235から電力を作る技術であるので、原子力発電ではウラン235の濃度を3%から5%に高めた燃料が用いられる。

このウラン235の原子核に中性子を1つ当てると、原子核が2つに割れる核分裂という現象が起きる。

この時、割れた原子核からは中性子が2から3個飛び出るが、それと同時に大きな熱が発生する。

さらに、新たに飛び出た中性子を他のウラン235の原子核に当てていくことで、継続的に発熱が起きる。

しかし、核分裂によって飛び出た中性子がすべて原子核に当たり出すと、

激しい爆発を引き起こすため、発生した中性子がある程度吸収し、一定状態で核分裂を継続させる必要がある。

そのためウランを詰めた燃料集合体の中には、中性子を吸収できる制御棒が置かれ、核分裂が起きるペースをコントロールしている。

これらのシステムは圧力容器の中にあり、そこに貯められた水を熱して蒸気が発生する。

但し、この圧力容器内の水には他にも役割がある。

1つは、冷却材としての働きである。

核分裂で生じる熱は 2000℃近いが、原子力発電では放射線による機器の損傷などを避けるため、水温を約 200℃に下げよう、水を高速で循環させ冷やしている。

もう1つは、減速材としての働きである。

中性子は光の 10 分の 1 という速さで動いているため、そのままではうまく原子核に当たらず、効率よく核分裂が起きない。

そこで減速材として水を一杯に貯めて、中性子の移動スピードを遅くしている。

ちなみに、この減速材に用いたものが原子炉の名称に使われるため、日本の原子炉は軽水炉と呼ばれる。

(2) 原子炉の種類

わが国で稼働している商業用の原子力発電所はすべて上記に述べた軽水炉である。

この軽水炉にも、別紙軽水炉の種類を図面のとおり、沸騰水型軽水炉（BWR）と加圧水型軽水炉（PWR）の2種類があり、被告が採用している原子炉はすべて沸騰水型軽水炉である。

① 沸騰水型軽水炉は燃料棒や制御棒が設置された原子炉圧力容器内の水が沸騰し、そこで発生した蒸気が直接タービンに送られるよう配管されて

いる。

この蒸気は、タービンを通じた後、復水器で冷却されて水に戻り、再び圧力容器の中に帰っていく。

沸騰水型軽水炉では放射性物質を含んだ蒸気が直接タービンや復水器を通るため、どうしても点検などをする作業員の被曝のリスクが高くなる。

圧力容器の外に原子炉格納容器があり、その下部に圧力抑制プールが設けられている。

これは圧力容器から蒸気が放出された際に、このプールへ移動させて水に変えることで、格納容器内の圧力上昇を抑える働きをしているものである。

② 加圧水型軽水炉は、沸騰型軽水炉とは異なり、圧力容器内の水量を一杯にしている。

そして加圧器をつけ、核分裂で熱された水の沸騰を抑えている。

水は1気圧では100℃で沸騰するが、気圧の低くなる山頂などではもっと低い温度で沸騰し、反対に気圧が高くなれば沸騰する温度も高くなる。

加圧水型軽水炉は、この性質を利用し、圧力を約150気圧に高め、300℃近い水を沸騰させずに循環させている。

この水のことを1次冷却水と呼ぶ。

1次冷却水の循環する経路の途中に別の水（2次冷却水）を貯めた容器を設置しておき、そこを約300℃の1次冷却水がパイプ伝いに通過し、これにより温められた2次冷却水は一気に沸騰して蒸気を発生し、タービンを回すことになる。

このシステムであれば、放射性物質を含んだ1次冷却水と、蒸気を発する2次冷却水が別々になっているため、放射性物質がタービンまで達することはない。

その反面、1次冷却水の通過するパイプが破損するというリスクが多く

なるものである。

4 本件原子炉施設の構造等

原子力発電の基本的な構成要素は被告作成の別紙設備データ記載のとおりであるが次に本件原子炉施設を構成する重要な構造物である、原子炉本体、原子炉冷却系設備及び格納容器等について述べる。

(1) 原子炉本体

① 炉心

炉心は、原子炉の出力を担う燃料集合体と、原子炉の出力調整や停止等を担う制御棒から構成されており、その形状は、1ないし5号機についてはいずれも高さ約3.7mで、等価直径（流路の断面が円形でなく不定形の場合に、面積が同じとして、断面が円形であると仮定した場合の直径のことをいう。）が1号機約3.3m、2号機約4.1m、3号機と4号機約4.8m、5号機約5.2mの直円柱形である。

ア 燃料集合体

本件原子炉施設では、核燃料に、ウランと酸素の化合物である二酸化ウランの粉末を直径、高さとも約1cmの円柱状に焼き固めた燃料ペレットが使用されている。この二酸化ウランには核分裂を起こしやすいウラン235が3%ないし5%含まれており、その余は核分裂を起こさないウラン238で構成されている。

燃料ペレットは、燃料被覆管と呼ばれる、長さ4m程のジルコニウム合金製のさやの中に密封されており、このさやが燃料棒である。

燃料棒は、数十本ごとにまとめて1つの燃料集合体を構成しており、本件原子炉施設においては、1号機では368体、2号機では560体、3号機と4号機では764体、5号機では872体の燃料集合体がある。

燃料ペレットは、ウラン235の核分裂反応によって生成された核分裂生成物の大部分をその中に閉じ込める機能を有している。また、燃料

被覆管は、燃料ペレットから一部漏れ出してくる気体状の核分裂生成物を密封する機能を有している。

イ 制 御 棒

上記のとおり、ウラン235の核分裂は、核外から中性子を吸収することにより生じるものであるが、安定した核分裂を行わせる、すなわち核分裂連鎖反応を安定した状態に制御するために、核分裂を起こす中性子の数を調整する必要がある。

そのため、この役割を果たす制御材として、その内部に中性子を吸収する中性子吸収材（炭化ホウ素（原子番号5、元素記号Bの非金属元素をいう。）又はハフニウム（原子番号72、元素記号Hfの金属元素をいう。))が詰められた十字形の制御棒が用いられている。本件原子炉施設においては、1号機では89本、2号機では137本、3号機と4号機では185本、5号機では205本の制御棒が使用され、これが炉心から出し入れされることによって炉心内の中性子の数が調整され、核分裂反応が制御される。また、運転中に原子炉の出力、圧力、水位が大きく変動した場合などには、温度の異常な上昇による燃料被覆管の損傷等を防止するため、全ての制御棒が自動的に炉心内に挿入され、原子炉の出力が低下する仕組みになっている。

制御棒の挿入・引き抜きは、制御棒駆動機構と呼ばれる装置で行われ、この装置は、原子炉の緊急停止（運転中の原子炉に異常が発生した場合に、原子炉内に全制御棒を急速に挿入して、核分裂反応を停止させることをいう。）時の急速挿入の機能を有している。

② 圧 力 容 器

上記①の炉心は圧力容器の中に収められている。圧力容器には、鉄を主成分とする低合金鋼が使用されており、圧力容器の中には、冷却材と減速材の役割を兼ねる軽水が入れられていることから、上部蓋等一部を除くそ

の内面側部にはステンレス綱（鉄にクロム又はクロムとニッケルを含有させた合金綱のことをいう。）、底部にはニッケル基合金（ニッケルを主たる成分とした鉄の合金をいう。）が内張りされている。

圧力容器の中には、炉心を取り囲むような形で、シュラウドというステンレス鋼製の円筒状の構造物が設置されている。シュラウドは、上部胴、中間部胴及び下部胴から構成され、胴と胴は、リングと呼ばれる円環状の部材を介して上下に相互に溶接されている。

シュラウドは、主に炉心内を上昇する冷却材の流れとシュラウドと圧力容器との間を下降する冷却材の流れを隔離し、炉心内の冷却材の流路を確保する機能を有している。また、シュラウドの上部には上部格子板、下部には炉心支持板というステンレス鋼製の構造物が、それぞれ金具及びボルトにより固定されている。

シュラウドは、シュラウド支持脚やバッフルプレートにより圧力容器の底面や横面に溶接され支持されている。

(2) 原子炉冷却設備

原子炉冷却系設備には、原子炉内の核分裂反応により高温の蒸気となった冷却材を圧力容器からタービンに導き、タービン駆動後の蒸気を水に戻して再び圧力容器に循環させる主蒸気管、タービン、復水器（タービンで仕事を終えた蒸気を海水によって冷却し、水に戻す設備をいう。）、給水管等からなる主たる循環系を構成する設備と、圧力容器内を循環する冷却材の流量を調整する原子炉冷却材再循環系設備がある。

原子炉冷却系設備は、平常運転時において、冷却材中の不純物等が中性子によって放射能を帯びた放射化生成物（コバルト60、マンガン54など）をその中に閉じ込める機能を有している。

① 主たる循環系を構成する設備

圧力容器内の冷却材は、核分裂により生じた熱によって高温（約30

0℃) の蒸気となり、主蒸気管を通過してタービンに送られ、タービンにおいて、その熱エネルギーの一部が機械的回転エネルギーに変換され、タービンに結合した発電機によって発電を行う。

タービンを回転させた蒸気は、復水器において海水で冷却され再び水となり、この水は、給水管を通過して圧力容器に戻され、そこで再び高温の蒸気となってタービンを回転させる。

② 原子炉冷却材再循環系設備

圧力容器には、原子炉冷却材再循環系設備が2系統接続されている。

原子炉冷却材再循環系設備は、再循環ポンプ及び再循環配管で構成されている。

但し、5号機については、原子炉内蔵型再循環ポンプを採用しているとのことであるから、原子炉冷却材再循環系配管は存在しない。

ア 再循環ポンプ

再循環ポンプは、圧力容器内を循環する冷却材の一部を強制的に再循環させるものであり、その機能は炉心で発生した熱を効率的に取り出すため、圧力容器内の冷却材を循環させることと、圧力容器内を循環する冷却材の流量を調整することにより、核分裂反応すなわち原子炉出力を調整することにある。

イ 再循環配管

再循環配管は、圧力容器と再循環ポンプを結び、再循環ポンプによって循環させられる冷却材が流れるステンレス鋼製の配管である。

再循環配管は、母管と圧力容器の手前で母管から分岐する細い配管(ライザー管)に分かれる。

再循環配管は、いくつかのパーツを組み合わせて構成されており、配管同士は溶接により接続されている。

(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリ

圧力容器、原子炉冷却材再循環系設備、及び圧力容器に接続されている配管のうち圧力容器との接続部分から隔離弁（格納容器を貫通する配管に設けられている弁をいう。）までの範囲を、原子炉冷却材圧力バウンダリという。

この圧力バウンダリを構成する範囲は、平常運転時は冷却材を内包し、燃料被覆管から核分裂生成物が冷却材中に漏出した場合にこれらの核分裂生成物をその内部に閉じ込める機能を有するとされている。

(4) 格納容器及び原子炉建屋

圧力容器の外側には、格納容器が設置されている。格納容器は、圧力容器とこれを連結する配管等を収納するフラスコ形又は円筒形のドライウェル、緊急炉心冷却装置（ECCS）などに供給する冷却材を内部に蓄えた円環形のサプレッション・チェンバ、これらを接続するベント管、隔離弁等から構成される極めて気密性の高い鋼鉄製の構造物である。格納容器は、核分裂生成物が圧力バウンダリから漏出するといった非常事態において、核分裂生成物をその内部に閉じ込める機能を有するとされている。

格納容器は、さらに原子炉建屋に収められている。原子炉建屋は、厚い壁の鉄筋コンクリート造であり、気密性を有した構造となっており、核分裂生成物閉じ込めのための障壁の機能も有しているとされている。

但し、5号機の格納容器は、鉄筋コンクリート製の本体に鋼製ライナを内張りし、また同号機のサプレッションチェンバの形状は円筒形であるという。

5 本件原子力発電所の危険性

(1) 本件原子力発電所の事故歴

① 本件原子力発電所の2010年6月までの事故歴は、別紙浜岡原発事故記録記載のとおりである。（これは、原子力安全・保安院の委託で原子力機器の検査等を行っている独立行政法人原子力安全基盤機構が経済産業省の発表をもとにまとめた2010年6月までの事故情報によるもので、本件原子力発電所については、76件の事故が報告されている。）

- ② 中でも、とりわけ深刻な事故は、2001年11月7日に1号機で発生した「高圧冷却系（HCPⅠ）配管破断事故」であったという。（同上別紙No.56の事故）

これは、緊急炉心冷却装置（ECCS）関連の余熱除去系蒸気凝縮系配管の破断事故であったが、仮に、その時原発事故が発生すれば、冷却水が注入できなくなり、炉心の空焚きを招くという重大で深刻な事故であった。

この時は、さらに、11月9日に原子炉本体の圧力容器下部から水が漏れるという漏水事故（同上別紙No.57の事故）があり、原子炉機器が劣化し、放射性物質が一般環境に放出される危険性を如実に示していた。

この1号機では、1990年10月8日の定期点検中に燃料集合体の5体において、日本で初めて燃料棒からの放射能漏れを起こしていたこと、78体で燃料被覆管の剥離を生じていたことが判明した。（同上別紙No.48の事故）

それにもかかわらず、この事故の究明をすることなく、安易にも被告は1号機の運転を再開してしまった。

- ③ ささいな事故と思われることでも、放射能漏れという大きな被害を発生させる危険性を有しているもので、決して無視できないものである。

ましてや、本件原子力発電所の場合、東海大地震が予想されるのであるから、原子炉機器の劣化や小規模な瑕疵が、この地震と重なり、重大かつ深刻な結果を招き、住民の安全を守ることができないということも十分に予測でき、「原発は常に安全である。」などの安全神話が如何に虚構なものであるかがよくわかる。

上記事故は、主として老朽化し、廃炉が決定された1号機、2号機のものであるが、今後、仮に運転が再開されれば、3号機ないし5号機においても、事故が発生することは十分に予測できる。

- (2) 原子炉施設自体の危険性

① 本件原子力発電所自体の有する危険性の最たるものは、原子炉の運転により原子炉内に放射性物質が発生し、蓄積されることである。

すなわち燃料の核分裂反応によって核分裂生成物（ウラン235の核分裂生成物には、コバルト60、ストロンチウム89、ストロンチウム90、ヨウ素131、セシウム137、バリウム140、ラジウム226、ウラン238、プルトニウム239）が発生し、燃料被覆管の内部に含まれる。

さらに、冷却水の中には冷却水が接する機器や配管の内面等の腐食に伴って生ずる不純物（鉄やマンガン）等が核分裂反応に伴って発生する中性子等によって放射化された放射化生成物が含まれる。

このように、原子力発電所が平常に運転されている時にも大気中や海水中の一般環境に放射性物質が拡散され放射能被害の危険を及ぼしている。

一般環境への放射性物質の放出を抑制するためには、人体や地球環境に致命的な危害を及ぼす核分裂生成物を原子炉内に閉じ込める必要があるが、この完全な放出防止技術は、未だ完成していない。

この結果、本件原子力発電所の周辺に居住する住民は、本件原子炉の平常運転時にも放射線被曝をすることになり、さらには一旦事故が発生すれば致命的な放射線被曝をすることになる。

核分裂生成物の放射線に被曝すると、人体を構成している細胞の中の蛋白質や核酸（遺伝子の本体と考えられている高分子化合物のDNA）などの重要な高分子化合物が傷つけられる。

勿論、損傷したDNAなどを修復する酵素もあるので、傷ついたからといって、それがすべて悪い影響に結びつくわけではないが、誤って修復されたり、あるいは、修復する能力を上回って被曝すると、将来、がんになる恐れが大である。

又、全身に大量に放射線を浴びて傷ついた細胞ができると、急性障害が起こり、リンパ球が減ったり、脱毛したり、生殖障害を起こしたり、最終

的には死亡という重大な結果を招く。

このように、原告ら住民は、放射線被曝により、将来の発がんという晩発性障害、最悪の場合には、上記の急性障害という致命的被害を被る恐れがある。

- ② 上記のように、本件原子力発電所は周辺に居住する住民に対して、平常運転時にも、事故時にも、放射線被曝による障害の発生を不可避にしているもので、さらには、放射性廃棄物の安全確実な最終処理方法が未だみつかっていないことを考えると、原子力発電所は人間にとって本質的に危険な施設であると言わねばならない。

このように、いささかでも、放射線被曝による障害の発生の可能性がある場合、その施設は安全性を欠き、住民に恐怖を与え、住民の生活と両立しえないものとして、その施設を利用した原子力発電は許容されないことになり、住民が廃炉を求めることは理の当然である。

(3) 本件原子力発電所の立地的危険性

- ① 日本列島は、ほぼ全域で大地震の活動期に入りつつあるという見解が、わが国の地震学者の一致した認識である。

最近の90年間をみても世界中でマグニチュード7以上の地震が約900回観測されているが、その約10%が日本で発生している。

日本の地震の発生の仕方には特徴があり、活動期（地震が集中する時期）と、静穏期（地震がほとんどない時期）を繰り返しており、現在は上記のように活動期と言われ、東海大地震も文部科学省の地震調査研究推進本部の想定では、2008年1月1日を算定基準として、30年以内に87%の確率で起こると計算されている。

- ② 駿河湾内には、下記の西日本を乗せているユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが潜り込む「駿河トラフ」があり、ここが東海大地震の引き金になると目されている。

この「駿河トラフ」は駿河湾から、さらに南西方向に伸びて、紀伊半島、四国南方沖につながる「南海トラフ」の一部ともなっている。

「トラフ」とは海底に走る巨大な溝を言い、プレート境界を指す。

地球を覆っている十数枚の大陸プレートの内、ユーラシアプレート、北米プレート、太平洋プレート、フィリピン海プレートの4枚のプレートがぶつかりあう場所に日本列島が存在する。

海上保安庁の実施した御前崎沖の海底の音波探査による断面図をみると、シベリア大陸につながるユーラシアプレートの下に、東南アジア側のフィリピン海プレートが潜り込んでいる様子が明らかにされている。

海底を形成しているフィリピン海プレートが、年間5 cmから6 cmの割合でユーラシアプレートの方へ移動し、その下に潜り込み、その結果、ユーラシアプレートの先端部分が引きずり込まれ、歪みが蓄積することになる。

その歪みが限界に達したとき、ユーラシアプレートが思い切り、はねあがり、その時プレート境界型の大地震が発生し、同時に津波も発生すると言われている。しかも、この地震は、陸上での直下型地震の可能性もあるという。これが本件原子力発電所の原子炉を容易に破壊するマグニチュード8.0ないし8.4と予測される東海大地震である。

そして、恐しいことに、東海大地震の想定震源域の真只中、すなわち、プレート境界そのものの上に建設されているのが本件原子力発電所なのである。

本件原子力発電所のある地域では、中世、近世に巨大な地震があったことが歴史学者の古文書の研究、及び史料地震学の研究者の研究によって明らかにされている。

駿河トラフ、南海トラフで発生したプレート境界型のこれらの巨大地震は、いずれも東海地震、東南海地震、南海地震の3つの地震が連動したも

のであることも明らかになっている。

そして、これらの地震は100年から150年の間隔で発生していることも、上記の研究で明らかになっている。

本件原子力発電所付近で発生した中、近世の5つの地震について、次に概観する。

1096年12月11日（ユリウス暦、嘉保3年11月24日）、駿河国から伊勢国の海域にかけて、マグニチュード8.0から8.5と推定される「永長の地震」が発生した。

この地震は、嘉保という元号の時に発生したものであるので、本来、「嘉保地震」と言った方が正確であるが、嘉保3年12月17日に地震により改元され、永長元年となったので、通常、「永長の地震」と呼ばれている。

「理科年表」は、「後二条師通記」と「中右記」に基づき「東海沖の巨大地震と見られる。」と記載している。

さらに、「理科年表」（国立天文台編平成23年机上版）は、「東大寺の巨鐘落ちる。京都の諸寺に被害があった。近江の勢多橋落ちる。津波が伊勢、駿河を襲い、駿河では社寺、民家の流出400余、余震が多かった。」と記載している。

1498年9月11日（ユリウス暦、明応7年8月25日）、マグニチュード8.2から8.4の地震が東海地方を襲った。

この地震を「明応の地震」という。

歴史学者が信頼できる史料とする近衛政家の日記である「後法興院記」は、「伊勢、参河、駿河、伊豆、大浪打ち寄せ、海辺二、三十町の民家ごとごとく溺水、数千人命を没す。その外、牛馬の類その数を知れずと云々」と記している。

上記の「理科年表」は、「明応地震は南海トラフ沿いの巨大地震で、紀伊から房総にかけての海岸と甲斐で震動が大きかったものの、被害は、そ

れほどでもなかった。津波が紀伊から房総の海岸を襲い、伊勢の大湊で家屋の流出1000戸、溺死は5000人であった。

伊勢、志摩での溺死者1万人、静岡県志太郡での流死者2万6000人などである。」と記載している。

「理科年表」は、現在の焼津市と島田市の一部を含む志太郡の流死者を2万6000人としているが、地元の史料である「駿河記」にも「小川村大地震動、海水大いに湧き、溺死する者およそ2万6千余人、林叟の旧地たちまち変して巨海となる。」と記載されている。

又、「円通松堂禅師語録（「曹洞宗全書」語録一）は「明応7年8月25日、大地震が起き、地は裂け、15尺の大波が襲い、山は崩れた。最も憐れむべきは津波にさらわれた海辺に宿泊し湊の市にいた遠方の商人、近隣の買い物客、そして芸能人である。」と記載している。

この湊は、研究者の研究によると浅羽湊（袋井市、合併前の浅羽町）か掛塚湊（磐田市、合併前の竜洋町）とされ、いずれにしても、佐倉海岸からごく近い場所の地震による津波の被害が記されている。

さらに、この明応地震では、浜名湖の西に存在した橋本という港湾都市が被害を受けたという。

上記のことからみると、明応地震では、駿河湾から佐倉海岸を含む遠州灘沿岸一体に大きな被害が発生したことは確実である。

1605年2月3日（グレゴリオ暦、慶長9年12月16日）マグニチュード7.9の地震が東海、南海、西海地方を襲った。

この地震を「慶長の地震」というが、「理科年表」には、この時の地震、津波の被害として、八丈島、遠江橋本、紀伊広村、阿波宍喰、土佐甲ノ浦などの被害者数が記載され、このうち、遠江橋本については、「浜名湖近くの橋本で100戸中80戸流された。」と記載されている。

湖西市の長谷元屋敷遺跡からは、慶長地震による津波の土層が発見され、

この地方に津波被害があったことは考古学上からも明らかにされている。

1707年10月28日（グレゴリオ暦、宝永4年10月4日）、伊豆下田から駿河湾、遠州灘、尾張、伊勢湾、摂津の広範囲でマグニチュード8.6の巨大地震が発生した。

この地震を「宝永の地震」という。

この地震は、上記のように広範囲に亘り、大被害を発生させたが、尾張藩士朝日重章の日記によって、尾張の被害だけではなく、遠州灘の白須賀、新居の被害も明らかになっている。

その日記には、「白須賀は残らず潰れた。その内の半分は波にさらわれた。人馬の大部分は死んだ。新居は番所とともに波にさらわれ、人馬の大半は死んだ。船は204艘のうち5艘しか残らなかった。」と記載されている。

この被害のため、新居は関所とともに現在の地に移り、白須賀の住民も海辺から坂の上に移住したという。

佐倉海岸にごく近い所に横須賀湊（現在の掛川市、合併前の大須賀町横須賀）があったが、宝永の地震により土地が隆起し、港としての機能が果たせなくなり、干潟の平地になってしまったという。（現在はその干潟もなく、一面、田になっている。）

横須賀は町自体が他地区に移転することはなかったが、「横須賀惣庄屋覚帳」によると、この地震により539軒が全半壊したという。

「宝永の地震」から約150年後の1854年12月23日（グレゴリオ暦、嘉永7年11月4日）、関東から近畿にかけてマグニチュード8.4の巨大地震が起こり、この地震を「安政東海地震」という。

翌12月24日にも中部地域から九州にかけてマグニチュード8.4の巨大地震が起こり、この地震を「安政南海地震」という。

この安政東海地震は、東北地方南部から中国、四国地方までの広域で震

度4以上の地震動をもたらしたというが、とりわけ、駿河湾から浜名湖までの遠州灘沿岸部にかけての地震動が激しく、震度6以上、多くの場所で7に達したという。

三島は震度7、沼津は震度6、蒲原は震度6から7、江尻（清水）は震度7、駿府（静岡）は震度6から7、焼津は震度6、相良は震度7、浜岡は震度6、掛川、横須賀は震度6から7、袋井は震度7、浜松は震度5から7の激震に襲われ、三島、蒲原、江尻（清水）、掛川、袋井などの家屋は、ほとんど全潰し、火災も発生し、沼津、駿府（静岡）、相良、横須賀などの城下町や宿場も大きな被害を被ったという。

これらの地域では、あちこちで地割れが生じ、大量の泥水や青砂が吹き出すという液状化現象がみられたという。

この液状化現象とは、地下水を含んだゆるい砂地盤が、強い地震動によって砂粒どおしの噛み合わせがはずれて泥水のようになり、地盤としての強さを失ってしまう現象である。

この地震によって、駿河湾西岸から天竜川河口にかけての地盤が著しく隆起し、御前崎海岸では0.9mから1.2mの、佐倉海岸の隣の千浜海岸では3mの地盤の隆起がみられたという。

本件原子力発電所のある佐倉海岸の隆起は記録にはないが、御前崎、千浜が隣接地であるので、この範囲の隆起であると推測される。

駿河湾から遠州灘、熊野灘の海底では大規模な隆起と沈降が生じ、大津波が発生し、特に佐倉海岸、御前崎海岸から直線で60キロメートルから70キロメートルしかない下田の町の津波被害は激しく、流失家屋841軒、半壊30軒で、無事であったのはわずかに4軒だけであったという。

上記したように、本件原子力発電所の立地する東海においては、巨大地震が周期的にたて続けに発生しており、東海大地震の発生も、まもなくだとする想定も容易に肯くことができる。

イギリスの高級紙「フィナンシャルタイムズ」は、2011年4月7日の紙面で「最も危険な原発」として本件原子力発電所を世界に紹介している。

しかも、この東海大地震は、既に発生した前記の巨大地震と同じく、単独ではなく駿河湾から四国南方沖の南海トラフが東南海地震、南海地震という別の巨大地震を誘発し、連動して発生する可能性があると言われ、その破壊力は阪神淡路大震災の60倍だとも言われている。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、岩手県沖から茨城県沖まで、南北方向に約500キロメートル、東西方向に約200キロメートルに亘る広範囲で断層の破壊が起き、マグニチュード9.0という世界史上でも4番目という超巨大地震であり、東京電力福島第一原子力発電所を破壊し、いわゆる「原発震災」を招いたが、それとほとんど同じことが駿河湾から四国南方沖までの広範囲に亘って起き、本件原子力発電所も地震により制御棒が破損して動かなかったり、緊急炉心冷却装置が働かず原子炉を冷却できなくなり、大津波の押し波により原子炉停止の後の崩壊熱除去のための機器冷却系ポンプが海水の中に埋まり、逆に引き波になると、はるか沖合まで陸地が現れて、機器冷却系の取水塔が損壊したり、取水口が海面の上に出てしまい閉塞し、海水取水不能になり、冷却ができなくなり、最終的には炉心溶融（メルトダウン）に至り、放射性物質を一般環境に放出し、周辺の住民どころか、首都圏、中部圏、近畿圏に住む住民にまで放射線被曝による重篤な障害が及ぶとされている。

③ 陸上での地震発生に伴って地表で、しばしば断層がみられる。

地下の岩石には諸種の大きさの潜在的な割れ目があると考えられているが、岩石は外力を受けると変形し、その内部には応力といわれる内力がたくわえられる。

そして、岩石の内部にこの応力に見合った変形歪みを発生させる。

応力、あるいは歪みが十分に蓄積されると、割れ目を境にして、その両側の岩盤が互いに食い違ふように滑り動いて、この応力、又は歪みを解消する。

この運動が断層運動であり、滑り動いた面が断層面である。

断層面のことを単に断層ということもある。

岩石の割れ目は、一般に断裂といわれるが、その内、ずれの認められるものが断層であり、認められないものが節理である。

断層面に沿う急激な滑りは、周囲の岩石を揺り動かすことになり、地震波を発生させる。

これが地震といわれるものであり、地震とは急激な断層運動のことをさす。

大地震の後、地震断層を調べると、多くの場合、断層面は、その時、初めて滑ったのではなく、以前からそこに存在した断層面が再び滑ったものであることがわかる。

しかも、その地震時の断層運動の方向は過去の断層運動の方向と同一である。

このように、同一断層について、同じタイプの断層運動が繰り返されていることがわかるが、この断層運動の反復性を前提として、地質年代の「第四紀」以後に、すなわち、今から200万年前から同一の断層運動を繰り返している断層を活断層という。

この活断層の存在は、将来、地震が発生する重要な指標とはなるが、活断層の見られない所に地震が起こることもあり、将来の地震の予測にとって、活断層の存在は単なる一つの物差しに過ぎない。

本件原子力発電所の周囲8キロメートル以内には、既に8本以上の活断層があるとみられている。

そして、本件原子力発電所の敷地内にも断層があり、浜岡の頭文字のH

をとって、H断層と呼ばれている。

このH断層は、公表されているだけでも4本あり、本件原子力発電所の真下を通過している。

東海大地震を引き起こすと言われている活断層だけが危険ではなく、その地震の際に連動して動く断層も危険性が高いと言われている。

本件原子力発電所周辺は、元来、地殻変動の激しい地域で、東海大地震では、御前崎の岬付近一帯が1 mから1.5m隆起するとされている。

この大規模な地殻変動が原因となり、付近にある活断層を動かし、又、断層は地震のエネルギーが解放される場所でもあるため、断層付近は特に地震の揺れが強くなる。

この断層の上に本件原子力発電所のタービン建屋があり、さらに、海と冷却用海水のやり取りをする配管がこの断層をまたぎ配置されている。

地震で断層が少しでも動けば、付近の建物は大きく揺れて壊れ、配管が破断されることになる。

そうすると、冷却水が循環できなくなり、炉心溶融（メルトダウン）に至るものである。

このH断層には、1 mないし3 mの破砕帯があり、この破砕帯の存在は、断層が過去に何度も動いたことの証拠とされている。

- ④ 本件原子力発電所の設置されている敷地の地盤は軟弱で、上記の液状化現象による建物や原子炉機器の破壊も予測され、東海大地震にはとても耐えることができない。

本件原子力発電所の敷地の地盤は相良層と呼ばれる砂岩と泥岩が交互に層になった地層から形成されていて、軟岩と呼ばれている。

この軟岩は、耐震性の低い軟弱な岩盤でとても東海大地震に耐えられるものではなく、この岩盤が地震により破壊されれば本件原子炉も破壊される可能性が大であり、炉心溶融（メルトダウン）にもつながることになる。

2009年8月11日早朝に発生した駿河湾地震は御前崎市では震度6弱で、地震のエネルギーはマグニチュード6.5程度であったが、本件原子力発電所の実際の揺れは、設計時の想定を上回り、機器の異常が発生した。特に、5号機は大きく揺さぶられ(被告の発表によると426ガルの揺れ)、タービン建屋にひび割れが発生し、さらに、その建屋の屋外東側には外壁に沿って15m四方に亘り地盤沈下が確認され、その沈下の高さは最大10cmであったという。

1号機から4号機の地震動は、被告の発表によると109ガルないし163ガルであるというので、この5号機の揺れが異常に大きかったことがわかる。

この地震動により、5号機は運転を中止したが、被告は住民に何らの説明をすることなく、しかも、2006年に改定された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(2006年9月19日原子力安全委員会決定)による国のバックチェックの判断が出されていないにもかかわらず、その範囲内だとして、2011年1月25日、運転を再開してしまった。

東海大地震のエネルギーは、この駿河湾地震の数百倍で、1000ガルをはるかに超えるものであると推測され、本件各原子炉がとても東海大地震に耐えられないことを容易に予測させるものである。

- ⑤ このたびの東日本大震災の際に発生した巨大津波により、東京電力福島第一原子力発電所は大被害を受けたが、本件原子力発電所も東海大地震による津波被害が予測される。

東海大地震で予測されている津波の高さは、海上保安庁によると、本件原子力発電所付近の御前崎港で8.1mである。

被告は、従来、本件原子力発電所付近を襲う津波の高さを最大8m程度と想定し、遠州灘と本件原子力発電所との間に高さ10mないし15mの砂丘があり、これが堤防の役目を果たし、津波被害にはあわないと述べて

いたが、このたびの東京電力福島原子力発電所の津波被害を受けて高さ15 m規模の防波壁を建設し、津波に備えるとしている。

東海大地震がもたらす津波は、海面の高さが一段高くなって押し寄せてくることから、高さ10 mないし15 m程度の砂丘などは安々乗り越えてしまうことが予測され、さらに、津波自体の破壊力も強く、防波壁など容易に破壊することが予測される。

又、津波が押し寄せると、本件原子力発電所の配管が破壊されることになり、本件原子炉の制御は不能になる。

さらに、取水施設から冷却用の海水を取り込めないのも炉心溶融（メルトダウン）につながる可能性が大である。

防波壁や原子炉建屋屋上に非常用発電機を設置するなどの対症療法で2、3年後に運転を再開することは、到底、許されないものである。

(3) 結 論

今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故は、次の諸点を国民の前に明らかにした。

1つは、原子炉は莫大な量の死の灰である放射性物質を内部に包蔵しているが、どのような事態が発生しても、それを内部に閉じ込めておく絶対的かつ安全な技術が未だ存在しないということである。

その意味で、現在の原子力発電の技術は本質的に未完成で、国民にとって重大な危険をはらみ、たとえ電気が有用物であるとしても、本件原子力発電所は、国民の生活と両立しえない敵対的關係にあり、共存できないということである。

すなわち、冷却水がなくなると炉心が溶け制御不能になり、放射性物質を一般環境にまきちらし大災厄をもたらすという軽水炉のもつ構造上の本質的欠陥が証明された。

さらに、放射性廃棄物の処理方法も全く確立していないため、原子力発電

所内に莫大な量の使用済み核燃料が蓄積され、その危険性が大きいということである。

使用済み核燃料は、平均 70 本から 72 本の核燃料棒を 1 つの燃料集合体に束ね、冷却用プール等に保管されている。

ちなみに、本件原子力発電所では、現在、6243 体が保管され、あと 6 年半もすれば貯蔵容量がいっぱいになるという。

このような状態を「トイレなきマンション」と比喻されるが、これは、原子力発電所の致命的欠陥を端的に表現している言葉である。

使用済み核燃料には、ウラン 235 の核分裂でできた死の灰とウラン 238 からできたプルトニウムなどが含まれており、これらは放射能が極めて強く、半減期が万年単位と長いものも含まれ、極めて危険な放射性物質である。

そして、ひとたび大量の放射性物質が一般環境に放出されれば、最早、その事態を抑える手段がなく、被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来に亘って危険を及ぼす可能性があり、地域社会全体の存続そのものを危うくする危険を有するものであることが明らかになった。

2つは、そうした危険極まりない施設を世界有数の地震国であり、津波国でもある日本に集中立地することが、国民の命と暮らしにとって許しがたいものであることである。

3つは、それにもかかわらず、東京電力や被告ら電力会社が時の政府や官僚と結びつき、安全神話をさも科学的根拠があるかのようにふりまく、いわゆる、御用学者の協力を得て推進した原子力発電所設置に何らの決定的な安全策がなく、それが大事故につながったということである。

そして、この3つの事実は、本件原子力発電所にもそのままあてはまることが今や明確になっている。

すなわち、本件原子力発電所そのものの存在が危険性を有しており、しかも、以上述べたとおり、本件原子力発電所はプレート境界の真上に立地され

ているもので、その敷地の中には断層があり、いつ到来しても不思議でない東海大地震に到底耐えることのできない危険な施設であり、常に原告ら住民の命と暮らしに脅威を与え、これらは抽象的危険ではなく、今や具体的危険になっており、本件原子力発電所の運転の永久停止、その後の廃炉以外に危険を根本的に除去する方策はないものと確信する。

6 本件原子力発電所運転の永久停止の法的根拠

原告らが主張する本件原子力発電所運転の永久停止の法的根拠は、およそ次のとおりである。

(1) 平和的生存権

日本国憲法前文は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と高らかに謳っている。

この規定は単なる宣言ではなく、国民の平和的生存権を保障したものである。

又、この規定は全世界の国民が戦争のない社会で安心して平和に暮らす権利を謳ったことにとどまらず、「恐怖」と「欠乏」から免れることが、人間にとって何物にも代えがたい重要な人権の1つであることを確認しているものである。

本件に即していえば、原告ら住民が、本件原子力発電所の危険性の「恐怖」から免がれ、さらに、その危険な結果がもたらす仕事や住まいの喪失等という「欠乏」から免がれる権利を有しているということである。

原告らは、上記の日本国憲法前文が保障する平和的生存権に基づいて、本件原子力発電所運転の永久停止を求めるものである。

(2) 環境権

原告ら住民が放射能汚染のない良好な環境の中で、安心して暮らす権利は、いわゆる環境権として日本国憲法が保障するものである。

日本国憲法は、その第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と謳い、原告ら住民が個人として尊重されること、さらに、原告ら住民に幸福追求権が存在することを基本的人権として確認している。

そして、日本国憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と謳い、原告ら住民の生存権を保障している。

人間が健康な生活を維持し、快適な生活を送るためには、常に人間にとって致命的な放射性物質を一般環境に放出する危険性のある本件原子力発電所の存在は最大の障害である。

日本国憲法が、いわゆる新しい人権の1つとしてその保障を確認している環境権は、原告ら住民が良好な環境を享受することにとどまらず、これを支配する権利、すなわち、良好な環境が破壊されているならば、これを良好な環境に回復するという積極的な権利の存在がその重要な内容となっている。

これを本件に即して言えば、一切の自然的、社会的環境に対して、原告ら住民が有する排他的支配権であり、すなわち、それは、本件原子力発電所のもたらす危険を除去して、放射能被害のない、安心して平和に生存することのできる環境を回復し、それを将来の世代にも享受させる権利である。

原告らは、上記の日本国憲法第13条、第25条が保障する環境権に基づいて、本件原子力発電所の運転の永久停止を求めるものである。

(3) 人 格 権

およそ、個人の生命、身体の安全は、人間の存在に最も基本的なことからあつて、法律上、絶対に保護されるべきものであることは言うまでもない。

又、人間として生存する以上、平穩、自由で、人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限尊重されるべきものであつて、上記の日本国憲法

第13条はその趣旨に立脚するものであり、日本国憲法第25条もこれを裏付けている。

このような個人の生命、身体、及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体は、講学上、人格権といわれる。

このような人格権は、何人も、みだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対しては、これを排除する権能が認められなければなるまい。

これを本件に即していえば、本件原子力発電所の危険性がもたらす災厄は原告ら住民に放射線被曝による急性障害や晩発性障害、及び仕事や住まい等の喪失をもたらすものであって、原告ら住民の有する生命、身体、及び生活に関する利益の重大な侵害行為となるものである。

原告らは、この人格権に基づいて、本件原子力発電所の運転の永久停止を求めるものである。

7 結 論

原告らは、磐田市、袋井市、森町の磐周地域に居住する労働者、年金生活者、市会議員、団体役員等であって、本件原子力発電所の運転について、日々、命と暮らしに対する脅威を感じているものである。

原告らは、磐田市、袋井市、森町に居住する人々の代表として、良好な環境を回復すべく、平和的生存権、環境権、人格権に基づき、被告が運転を終了し廃炉にすると述べている別紙原子炉目録記載の1号機、2号機を除いた、本件原子力発電所の3号機ないし5号機の運転の永久停止を求めて本訴を提起した次第である。

たとえ、被告が防波壁等の設置をする等の地震や津波対策等を施したとしても、予想される地震や津波の被害を完全に防止する保証は一切なく、早期の廃炉が必要であるため、原告らは上記の3号機ないし5号機の運転の永久停止を求めるものである。

本件審理にあたる裁判所は、この問題の解決を内閣や国会任せにすることな

く、原告らの身体、生命の安全、及び生活に関する利益を守るために、積極的に司法独自の役割を果たして欲しい。そして、何よりも裁判官自らも本件原子力発電所の近隣に仕事をしたり、居住している一市民として、市民の目線に立脚して、従来の電力会社寄りの判決に拘束されることなく、後世の人々に評価される判決をしていただきたい。

国際司法裁判所の元裁判官であり、国際反核法律家協会のウィーラマントリ会長は、原子力発電所の存続拡散は、将来世代への犯罪であり、人道法、国際法、環境法、持続的発展に関する国際法のあらゆる原則に違反するものだとし、「原子炉の便益を一方向的に宣伝する情報の流れは逆転されねばならない。」「時間は尽きようとしている。どうか今、行動して欲しい。」と述べ、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機とする意見を公開書簡という形をとって日本を含む世界の環境大臣に送付している。

今、意見を言うことのできない、将来、生まれてくる世代のためにも、破局的な損害という帰結が生ずる可能性を放置することのないよう裁判所に強く要請する次第である。

証 拠 方 法

後 に 提 出 す る 。

添 付 書 類

- 1 訴 状 副 本
- 2 被 告 会 社 資 格 証 明 書
- 3 訴 訟 委 任 状